

議案第 5 0 号

長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の特例を定める条例の一部を改正する条例について

長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの
間における教育長の給料月額の特例を規定することに関し、長久手市特別職の
職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改
正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例
を定める条例の一部を改正する条例

長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定
める条例（令和８年長久手市条例第３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（教育長の給料月額の特例） 第２条 <u>令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間における教育長の給料月額は、特別職給与等条例第３条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第１に定める給料月額から当該額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額とする。</u>	（教育長の給料月額の特例） 第２条 <u>この条例の施行の日</u>に在職する教育長の任期が満了する日までの間の給料月額は、特別職給与等条例第３条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第１に定める給料月額から当該額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間における教育長の給料月額の特例を規定することに関し、長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）本市を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、教育長の給料月額の特例の期間を改めるものです。

2 改正の内容

教育長の給料月額の特例の期間を改めること。（第２条関係）

3 今後の影響

条例の改正により、教育長の給料月額の減額措置が引き続き適用されます。

4 附則について

この条例は、令和８年１０月１日から施行するものとします。